

条約と基本法の「いま」を知り、「これから」を考える

こども基本法(以下、「基本法」という。)は、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

基本法と児童の権利に関する条約(以下、「条約」という。)についての認知度を把握するとともに、その結果を踏まえた効果的な普及啓発方法を検討することを目的として、調査研究を実施しました。

CONTENTS

1 条約と基本法の「いま」を知る

- こども、大人を対象に、条約の認知度等調査を実施し、調査結果をまとめました。 [P2へ](#) →
- 条約や基本法の趣旨や内容の普及啓発に向けて、国内外でどのような取組が行われているか、調べました。 [P12へ](#) →
- 条約や基本法の趣旨や内容の普及啓発のために、行われている取組について、国内の自治体、民間団体に実態を聞きに行きました。 [P14へ](#) →

2 条約と基本法の「これから」を考える

- 条約の認知度等調査の結果等をふまえて、これからどのようなことに取り組んでいく必要があるか、考えをまとめました。 [P16へ](#) →

「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」とは？

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。

「こども基本法」とは？

こどもや若者が自分らしく幸せに成長でき、暮らせるような社会を目指して、こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を決めた法律です。

こども基本法第15条において、「国は、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努める」となっています。

1 条約と基本法の「いま」を知る

(1) 条約の認知度等調査 結果

「児童の権利に関する条約の認知度等調査」実施概要

【調査対象】

- ①こども向け調査: 小学校1～3年生、小学校4～6年生、中学生、高校生それぞれ5,000人程度
- ②大人向け調査: 全国の18歳(高校3年生を除く)から89歳までのアンケートモニター5,000人

【調査期間】

- ①こども向け調査: 令和5年10月23日～11月8日
- ②大人向け調査: 令和5年10月16日～10月20日

【回収状況】

- ①こども向け調査: 小学1～3年生 4,463件 小学4～6年生 4,213件 中学生: 3,386件 高校生 4,301件
- ②大人向け調査: 5,000件

※詳細は「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究報告書」にてご確認ください。

児童の権利に関する条約の認知度

- 児童の権利に関する条約の認知度※は、小学1～3年生が16.8%、小学4～6年生が32.0%、中学生が43.2%、高校生が67.1%、大人が53.2%となっています。
 - 詳細をみると、中学生以下の年代、大人は「聞いたことがない」が最も高くなっていますが、こどもは年代が上がるほどその割合が低くなる傾向にあります。
- ※「認知度」は、「どんな内容がよく知っている」、「どんな内容かすこし知っている」、「名前だけ聞いたことがある」の合計

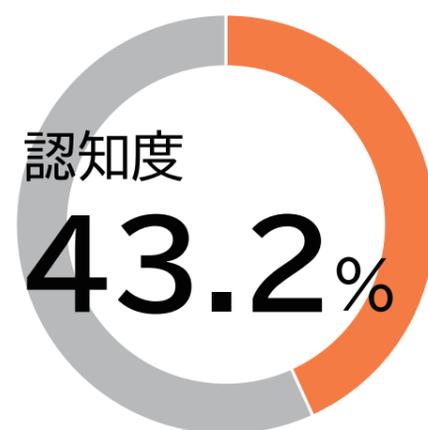
《小学1～3年生》



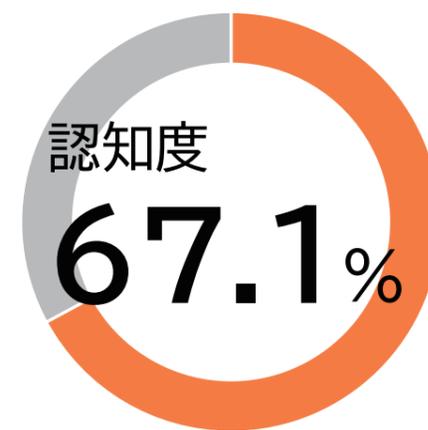
《小学4～6年生》



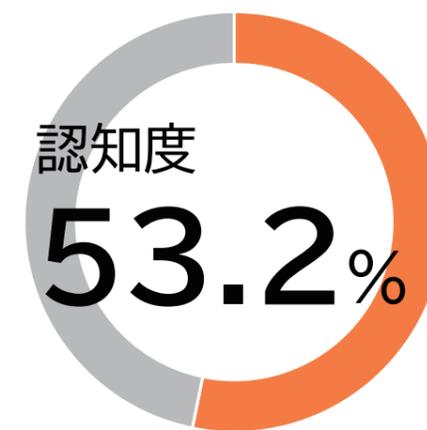
《中学生》



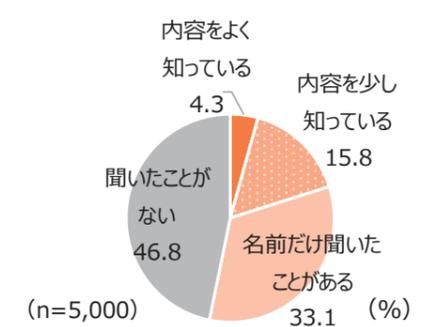
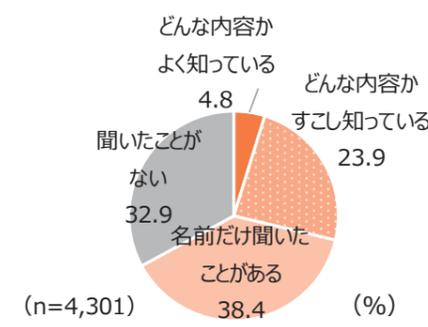
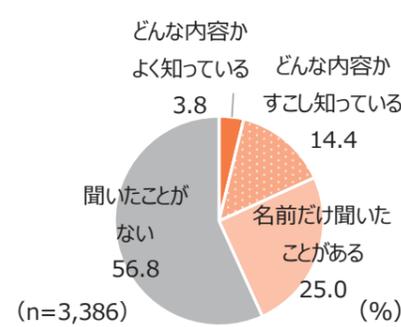
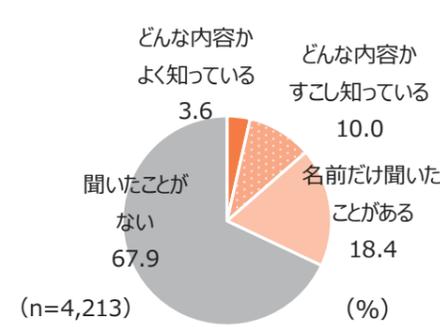
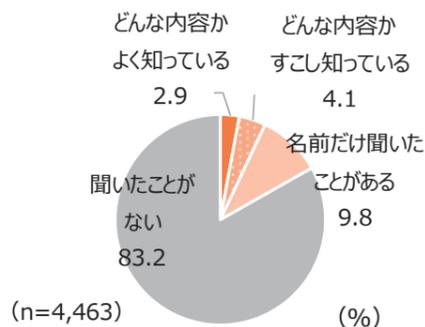
《高校生》



《大人》



詳細



1 条約と基本法の「いま」を知る

(1) 条約の認知度等調査 結果

こども基本法の認知度

- こども基本法の認知度※は、小学1～3年生が14.2%、小学4～6年生が15.9%、中学生が38.7%、高校生が57.4%、大人が56.8%となっています。
 - 詳細をみると、どの年代も「聞いたことがない」が最も高くなっていますが、こどもは年代が上がるほどその割合が低くなる傾向にあります。
- ※「認知度」は、「どんな内容かよく知っている」、「どんな内容かすこし知っている」、「名前だけ聞いたことがある」の合計

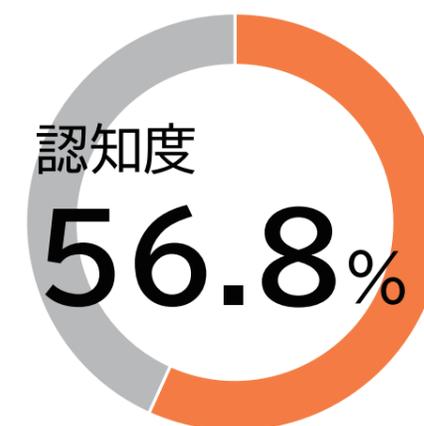
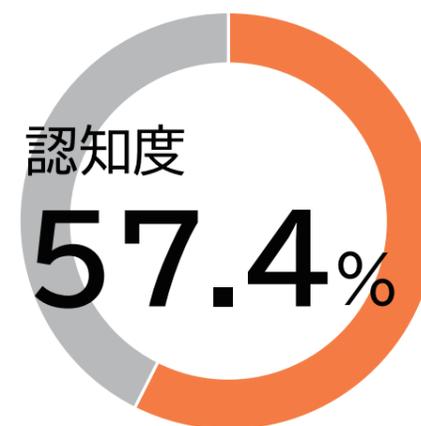
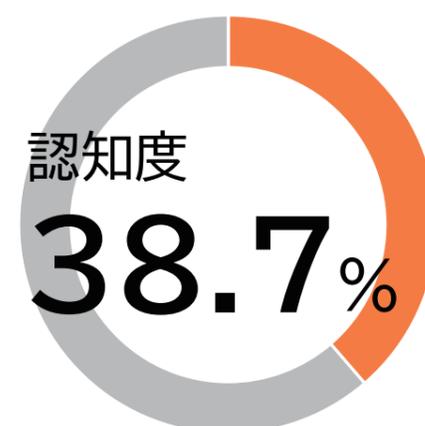
《小学1～3年生》

《小学4～6年生》

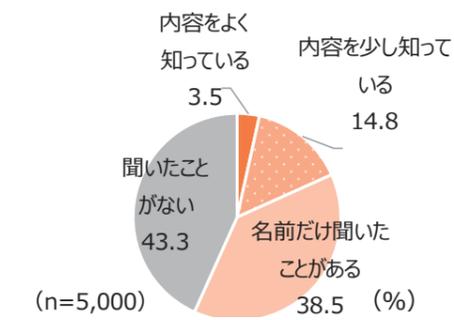
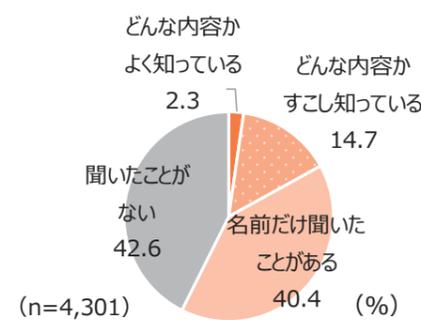
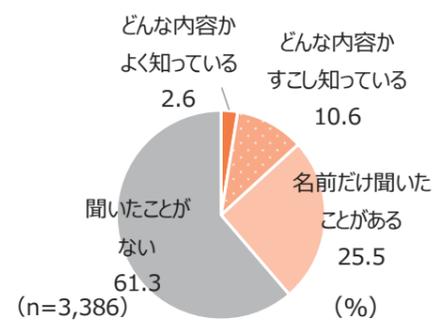
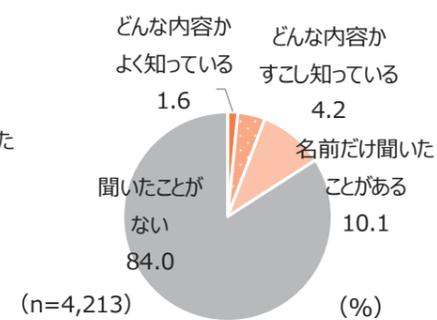
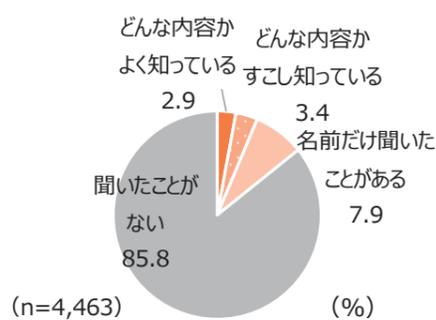
《中学生》

《高校生》

《大人》



詳細



1 条約と基本法の「いま」を知る

(1)条約の認知度等調査 結果

こども基本法を知ったきっかけ

- こどもがこども基本法を知ったきっかけは、小学1～3年生、中学生、高校生では、「学校の先生」の割合が他の選択肢と比べて最も高くなっています。
- 小学4～6年生では、「テレビ」や「インターネット」が他の選択肢と比べて高くなっています。
- 大人では「テレビ」が47.3%で他の選択肢と比べて最も高くなっています。

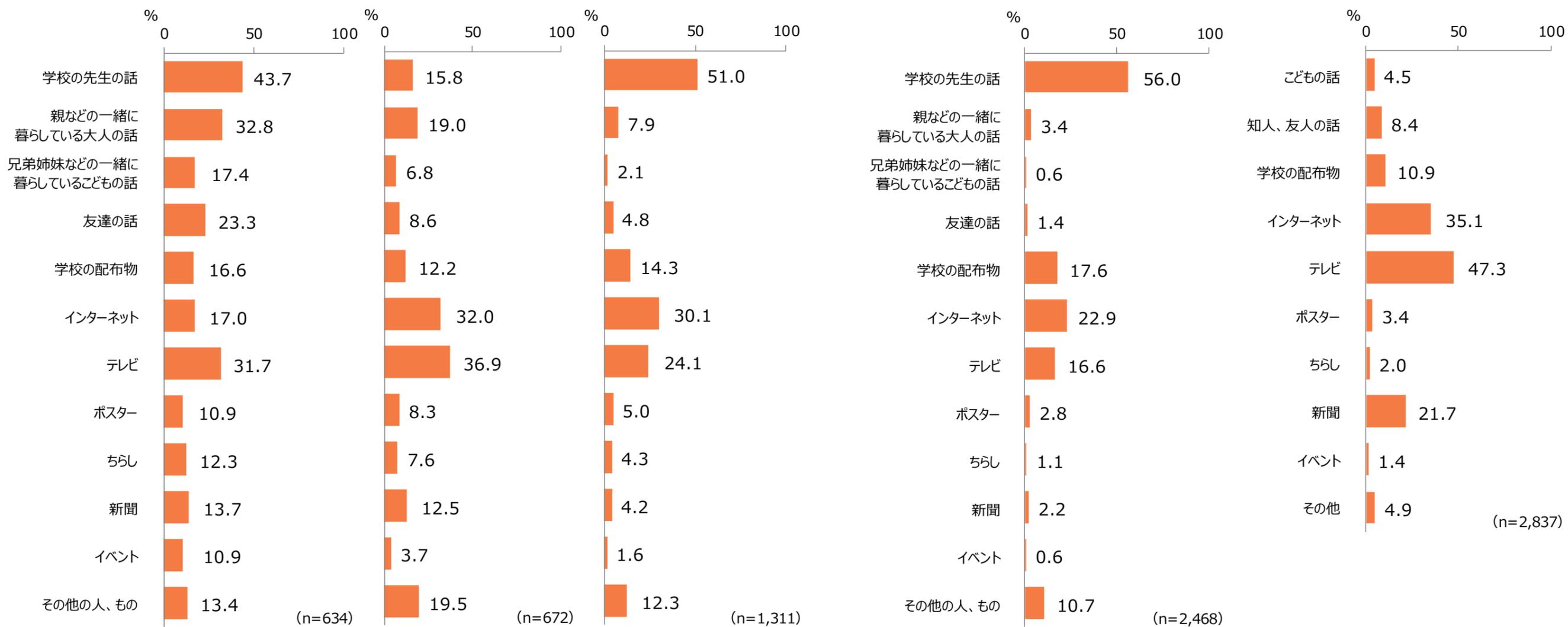
《小学1～3年生》

《小学4～6年生》

《中学生》

《高校生》

《大人》



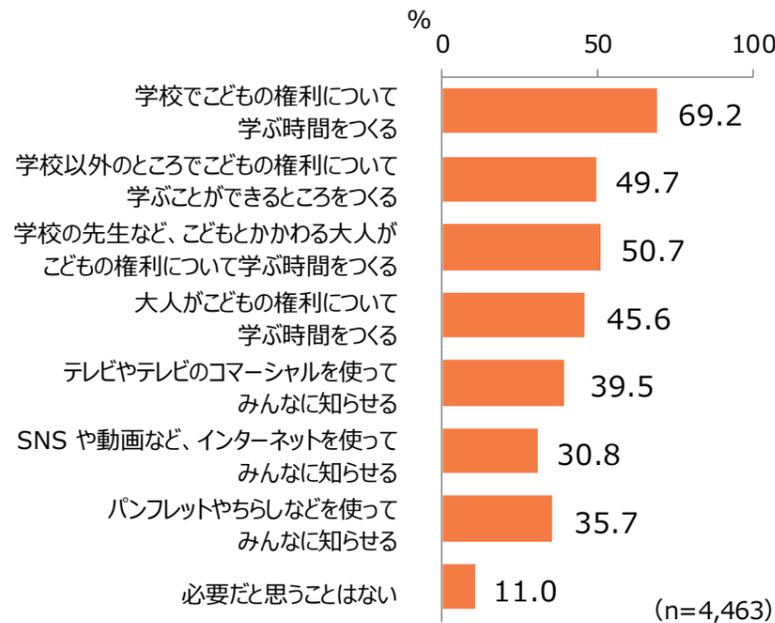
1 条約と基本法の「いま」を知る

(1) 条約の認知度等調査 結果

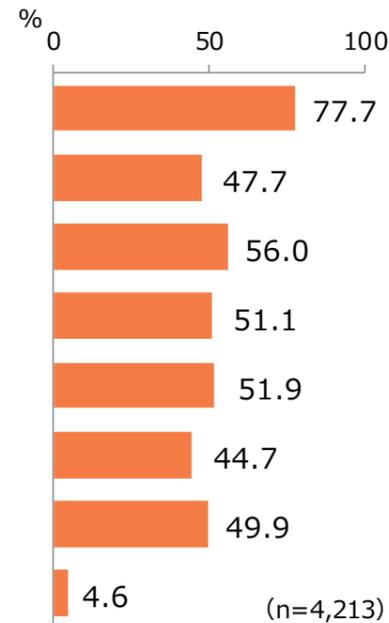
こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うこと

- こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うことは、こども、大人とも、「(こどもたち自身が)学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる」が高くなっています。
- 中学生・高校生では、「SNSや動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる」も高く、大人では「大人とこどもと一緒に学ぶ機会を増やす」も高くなっています。

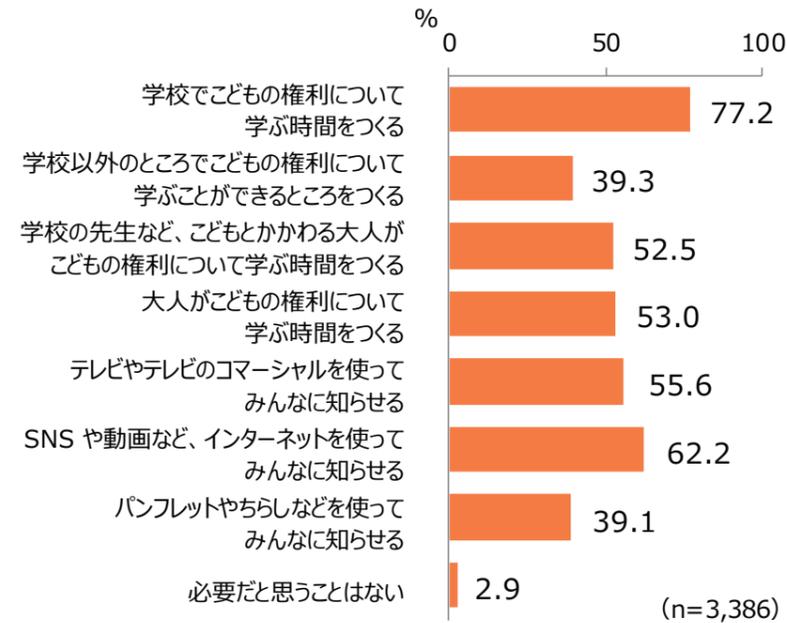
《小学1～3年生》



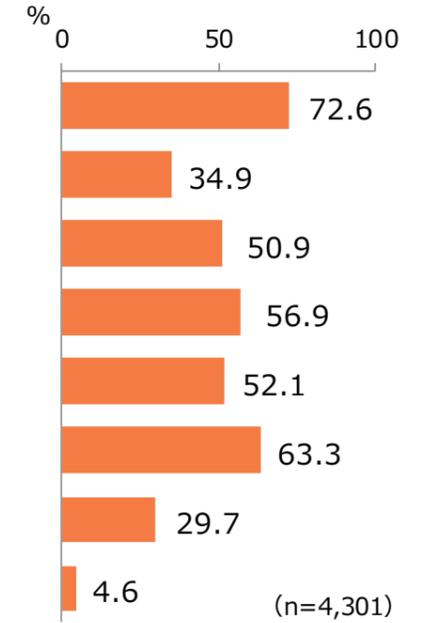
《小学4～6年生》



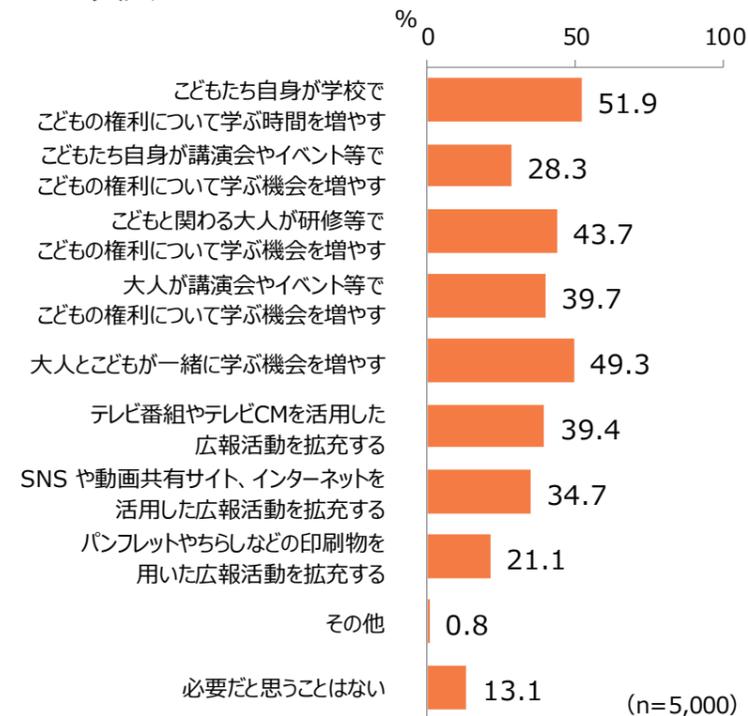
《中学生》



《高校生》



《大人》

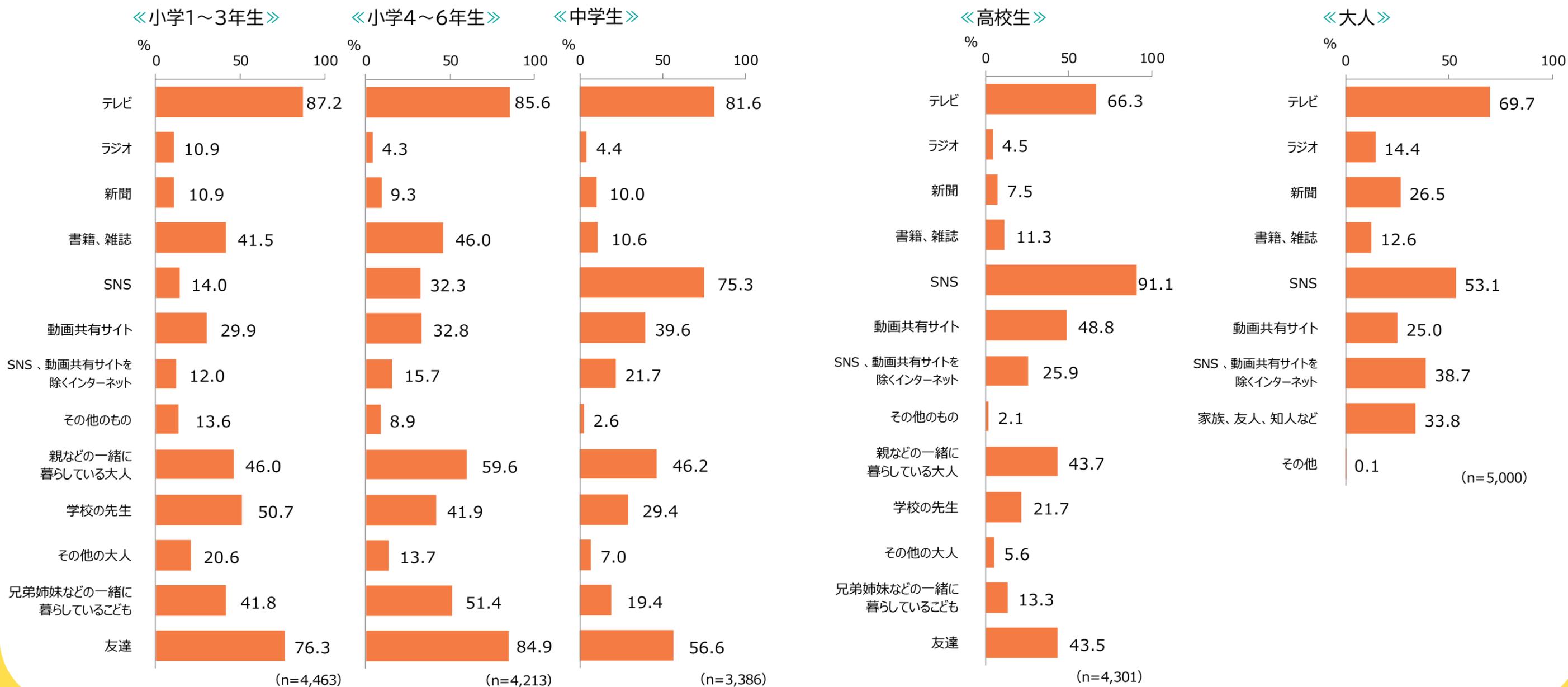


1 条約と基本法の「いま」を知る

(1) 条約の認知度等調査 結果

日々の情報収集源

- 日々の情報収集源は、こどもではどの年代でも「テレビ」、「親などの一緒に暮らしている大人」、「友達」の回答が比較的高い傾向にあります。また、小学1～3年生は「学校の先生」が、中学生、高校生になると、「SNS」、「動画共有サイト」の回答割合が比較的高くなっています。
- 大人では「テレビ」、「SNS」の回答割合が比較的高くなっています。



1 条約と基本法の「いま」を知る

(2) 文献調査 結果

文献調査 実施概要

- 【調査対象】
「国、自治体」、「民間団体」、「海外」のインターネット上に公表されている過去10年以内のこどもの権利に関する普及啓発に向けた取組事例
- 【調査内容】
・実施者
・実施内容(イベント開催、啓発物の作成等)
・実施対象(こども、こどもを持つ親、大人全般、福祉・教育等関係者等)

調査結果の概要

	①国、自治体(183件)	②民間団体(63件)	③海外(50件)
実施者	・主に市区町村 ・その他、都道府県等	・主に非営利団体 ・その他、任意団体(実行委員会)等	・主に非営利団体 ・その他、地域の機関、国際機関等
対象	・こども・大人両方	・こども・大人両方	・こども
内容	・イベントの実施 ・パンフレット、チラシ等の作成 ・こども参加型会議の開催 等	・イベントの実施 ・教材、動画の作成 ・セミナーの実施 等	・イベントの実施 ・教材、動画の作成 ・こども参加型会議の開催 等
内容の特徴	・こどもから大人まで、世代別のパンフレット、チラシ等を作成し、配布やHPへの掲載をしている。 ・「子どもの権利の日」等のイベントにおいて、講演会、募集した絵や川柳などの展示を行っている。 ・イベントは親子で参加できるものなど、こどもから大人まで対象としている。	・こども分野に関わる仕事をしている人向けのパネルディスカッションなど、大人向けのイベントが開催されている。 ・ワークショップ教材としてこどもから大人まで活用ができる啓発物が作成されている。	・こども本人が参画する取組が多い。 ・こどもの権利をテーマにしたディスカッションが行われている。 ・こども向けに、こどもの権利の理解促進のためのアニメーションが作成されている。

参考事例

《国、自治体》

- イベントの実施
 - ・かわさき子どもの権利の日のつどい(神奈川県川崎市、川崎市教育委員会)
- パンフレット、チラシ等の作成
 - ・よくわかる！こどもの権利条約(法務省人権擁護局／全国人権擁護委員連合会)
 - ・こどもの権利の広報パンフレット(北海道札幌市)
- こども参加型会議の開催
 - ・たじみ子ども会議(たじみ子ども会議☆子どもスタッフ、多治見市)

■子どもの権利の絵本
「おばけのマールとすてきなまち」



出所：北海道札幌市

《民間団体》

- イベントの実施
 - ・子どもの権利条約フォーラム2022 in那覇／沖縄(子どもの権利条約フォーラムin那覇／沖縄実行委員会)
- 教材、動画の作成
 - ・子どもの権利条約カードブック(公益財団法人日本ユニセフ協会)
- 研修の実施
 - ・セミナーシリーズ「ビジネスで守る子どもの権利」(公益財団法人日本ユニセフ協会)
 - ・出前授業(認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン)

《海外》

- イベントの実施
 - ・「世界こどもの日」イベント(Deutsches Kinderhilfswerk(ドイツこども支援協会))
- 教材、動画の作成
 - ・こどもの権利条約に関するプロモーションビデオ(台湾)
- こども参加型会議の開催
 - ・EUこども参加プラットフォーム 第1回総会(EU)

■EU CHILDREN'S PARTICIPATION PLATFORM GENERAL ASSEMBLY Report



出所：#EUChildParticipation

1 条約と基本法の「いま」を知る

(3)有識者ヒアリング 結果

自治体の取組

こどもや保護者を対象とした相談事業、学校における出前授業の実施、区内の全学校に対する広報活動

▶▶▶世田谷区 人権擁護委員代表委員 平尾 潔 氏
同席者：世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課 船曳 研吾 氏

- 「せたホッと」（世田谷区子どもの人権擁護機関）では、相談事業、出前授業の実施、広報活動を主に行っている。
- 出前授業は、学校の要望にあわせた内容で実施している。内容に関わらず、まずは条約の生きる権利・育つ権利について説明をしている。
- 広報活動は、「せたホッと」で行っている相談事業の広報を主とし、あわせてこどもの権利について周知啓発している。広報物は多数作成しており、一部の広報物は、区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高等学校を通して、年に一度、児童・生徒に配布をしている。
- 機関紙の「レター」は、休み時間にこどもがさっと読むことができるように、「権利」という言葉や一見難しそうなお言葉を前面に出さず、内容をまとめる工夫をしている。

■広報物（クリアファイル、レター、相談はがき、リーフレット、広報用カード）



出所：世田谷区

教材づくり

学校で先生たちがすぐに使える条約の学習教材を作成

▶▶▶公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 川口 真実 氏

- 現在、川口氏は学校などで教職員やこども支援関係者が使えるこどもの権利の内容について学び、考える教材づくりを主に行っている。
- 現在、二つの教材をウェブサイトで公開している。
- 一つはゲーム形式で条約の条文を、自分の言葉で言い換えたり表現をしたりして、その条文の内容を知らない相手に当ててもらふ教材。もう一つはワークシートに自分の生活と権利がどのように関係しているかを挙げてもらう内容となっており、権利を自分事として考えられるようにするための教材を目指したという。
- 教材づくりの過程では、東京都からの紹介で、東京都の人権教育推進校となっている中学校で教材のパイロット授業を実施し、授業の実施前後で、生徒の「子どもの権利」の認知度が上昇していることを確認した。
- 教材とあわせて、教職員等のファシリテーター向けに留意点をまとめた案内や評価基準を東京都の学習指導要領の形式にそって作成している。
- 現在作成している教材は、誰でも教材を見ることはできるようにしているが、こどもの権利について自らのことを知ろうとする一般の方は少ないため、背中を押す何かが必要だと感じている。

■「こどものケンリ」ウェブサイト



出所：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
<https://www.savechildren.or.jp/oyakonokata/kodomo-no-kenri/learning-kit/>

有識者ヒアリング 実施概要

【ヒアリング対象】

こどもの権利に関する教材、広報啓発、自治体の取組等について専門的な知見を有する1自治体、3団体をヒアリング対象に選出した。

【ヒアリング内容】

- ・各団体において取り組んでいること
- ・普及啓発の取組の効果
- ・国・地方自治体等との連携方策（連携実績・連携の方法）
- ・今後の取組 等

教材づくり

幼児期から使える「子どものけんり なんでもやねん！すごろく」

▶▶▶子どもの権利条約 関西ネットワーク 長谷 有美子 氏
同席者：松田 直美 氏 北野 真由美 氏

- 子どもの権利条約関西ネットワークでは、現在、「子どものけんりなんでもやねん！すごろく」を自分たちで展開していくことを中心に活動している。
- すごろくは、夏休みの宿題ですごろくをつくろうという企画で、こどもたちと集まったことがきっかけで作成された。
- すごろくの対象年齢は決めていないが、幼児期のこどもも使うことができている。
- すごろくは、関西地方の自治体をはじめ、全国の自治体の子ども会議での活用もみられ、東京都西東京市からは、西東京市用の独自のすごろくを作りたいと相談を受け、令和5年12月に完成したすごろくを共有していただいたという。

■子どものけんり なんでもやねん！すごろく案内チラシ



出所：子どもの権利条約 関西ネットワーク

教材づくり

学校での活用多数

「子どもの権利条約カードブック」、「ユニセフCREハンドブック」、「ユニセフCRE実践記録」

▶▶▶広報・アドボカシー推進室 室長 中井 裕真 氏 マネージャー 高橋 愛子 氏
学校事業部 副部長 鈴木 有紀子 氏 コンサルタント 池田 礼子 氏

- 日本ユニセフ協会では、児童の権利に関する条約の第1条～第40条を分かりやすく要約した「子どもの権利条約カードブック」を平成9年に作成している。
- 現在のカードブックは平成30年に改訂した第3版で、注文先は学校が多いが、子ども会や地域の団体、児童館などからも注文があり、例を挙げると「子どもの権利」に関する勉強会などで使用されていると聞いているという。
- 日本ユニセフ協会では、令和3年度に「ユニセフCRE※ハンドブック」、令和4年度に「ユニセフCRE実践記録」を作成している。
- 実践記録には、「子どもたちの権利が守られる学級目標づくり」を西東京市立保谷小学校で実践した記録をまとめている。
- 令和5年度には、教職員の方々にとってさらに手取りやすくなるよう、ハンドブック、実践記録のダイジェスト版を作成している。
- なお、カードブック、ハンドブック、実践記録は、国内すべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に年2回日本ユニセフ協会の資料が届けられる「ユニセフ学校募金」で各学校、園に配布している。

■子どもの権利条約カードブック



■ユニセフCRE実践記録



出所：公益財団法人日本ユニセフ協会

2 条約と基本法の「これから」を考える

CONTENTS①の結果を踏まえ、条約や基本法の趣旨や内容の普及啓発方法の方向性と手法をこども、大人別に以下のとおり考えました。

普及啓発方法の方向性と手法・ねらい

《こども》

- 学校における普及啓発(学習用教材の活用／出前授業等の活用)
 - ・ 学校現場では、人権に関する学習が様々な形で広く行われていることを確認。
 - ・ 民間団体等が作成している学習用教材や出前授業等が広く認知、活用されるように促していくことが有用。
- 学校以外の場における普及啓発
 - ・ SNSを含むメディアによる広報啓発は一つの方法。
 - ・ 条約の認知度等調査の結果や自治体における取組の情報を共有していくことで、条約や基本法の趣旨や内容の普及啓発が進むことが期待されます。

《こどもに関わる職業に就いている大人》

- 情報共有と横展開による普及啓発
 - ・ こどもに関わる職業に就いている大人が手軽に情報を得ることができるよう、情報共有や横展開を進めていくことが重要。
 - ・ 「児童の権利に関する条約の認知度等調査」の結果を公表することによって、条約等の普及啓発の現状や課題を共有していくことが重要。

《その他の大人》

- 好事例の共有、自治体における取組の周知
 - ・ SNSを含むメディアによる広報啓発は一つの方法。
 - ・ 普及啓発に当たって、民間団体等が作成した啓発物や民間団体等が開催するイベントの周知によって、こどもと関わりのない大人を含めて広く一般に向けた情報発信が考えられます。
 - ・ 自治体や民間団体等の好事例を取りまとめ、周知することで、こどものいる大人や自治体職員などへの、普及啓発が期待されます。

啓発ツールの紹介ウェブページの構築

民間団体等が作成している啓発ツールをまとめて紹介するウェブページが構築されることで、こどもと関わる大人や関係団体等の職員が、手軽に啓発ツールの情報を収集し、こどもたちや大人が条約等について学ぶ機会において啓発ツールが活用されることが期待できます。

自治体、民間団体等の取組の後押し

自治体や民間団体等の好事例を収集し、ウェブページで共有することで、条約等の理解促進に向けた取組が後押しされることが期待できます。また、条約に関するイベントの開催などの取組を捉えて周知していくことで、大人やこどもたちがこどもの権利について学ぶ機会が増えることが期待できます。